

## 4.学 齡 期

### 入学前の健診と入学・転校手続きなど

小学校の就学時健康診断と小中学校の諸手続きなどについてお知らせします。

#### 就学時健康診断

問合せ先：池田町教育委員会教育課学校教育係 TEL 572-5222

小学校入学前年度の11月に就学に向けた健康診断を実施します。

※10月に案内文などを送付します。

◆対 象：次年度小学校に入学予定の全幼児

#### 小中学校入学手続き

問合せ先：池田町教育委員会教育課学校教育係 TEL 572-5222

入学する年の1月に、入学する学校を指定した「入学通知書」を郵送します。

※入学通知書が届かないとき、入学通知書を受け取った後に転居・転出されるときは、お問い合わせください。

◆対 象：次年度小中学校に入学予定の方

#### 転入・転出・転居の手続き

問合せ先：池田町教育委員会教育課学校教育係 TEL 572-5222

住民票の異動をされた対象（小中学校入学予定）のお子さんがある保護者の方は手続きをしてください。

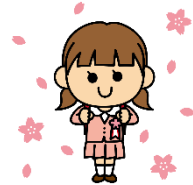
◆転 入：・転入手続きの後、教育委員会で手続きをお願いします。

※在学していた学校からの「在学証明書」「教科用図書給与証明書」をご持参ください。

◆転 出：・在学していた池田町の学校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」をもらいます。

・転出先の市区町村で住所の異動手続きをし、転出先の教育委員会の指示を受け、入学する学校へ上記の書類を提出してください。

◆転 居：転居手続きの後、新住所を学校へ連絡してください。



### 学齢期の支援と助成

小中学校に在籍するお子さんが対象の支援と助成制度についてお知らせします。

#### 就学援助制度

問合せ先：池田町教育委員会教育課学校教育係 TEL 572-5222

経済的な理由により教育費（給食費・学用品費・修学旅行費・医療費など）にお困りのご家庭で、支給要件を満たす保護者に対し、学用品費や給食費、修学旅行費などの一部を援助する制度です。

◆対 象：町内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者

※所得制限があります。

◆手 続 き：在籍する小中学校を通して案内します。

所得を証明する書類などが必要です。

毎年手続きが必要です。

#### 支援学級

問合せ先：池田町教育委員会教育課学校教育係 TEL 572-5222

学年学級における教育で十分な教育効果を上げることが困難なお子さんたち一人ひとりに応じた指導・支援を行います。

学級は、知的障害、肢体不自由、言語障害、情緒障害、病弱学級などがあります。

◆対 象：学習内容を理解したり、集団生活の中で周囲の人々と円滑に関わることが難しいお子さん。支援、介助が必要なお子さん。

◆手 続 き：就学相談後に審査を経て決定します。

#### 特別支援教育就学奨励制度

問合せ先：池田町教育委員会教育課学校教育係 TEL 572-5222

支援学級に在籍する児童生徒を対象に、その保護者の経済的な負担を軽減して特別支援教育の普及奨励を図ることを目的に、学用品費や給食費、修学旅行費などの一部を支給する制度です。

◆対 象：支援学級に在籍する児童生徒の保護者

※所得制限、生活保護認定世帯、就学援助費受給者、辞退者には支給されません。

◆手 続 き：教育委員会から対象となる保護者の方へ案内文を送付します。手続きは毎年必要です。

## 北部地域住民の十勝バス帯広陸別線の運賃額助成

問合せ先：企画財政課企画統計係 TEL 572-3112

北部地域に住んでいる町民が通院や買い物等に出るための交通手段として、十勝バス帯広陸別線を利用する際の大森・高島方面から池田及び利別市街地までの運賃額を助成します。

- ◆対象：大森、常盤、美加登、信取、高島、近牛、様舞、清見地区に住んでいる町民
- ◆対象区間：大森9線停留所～利別33号停留所（マックスバリュー前）
- ◆助成額：中学生以下 対象区間の運賃額の全額  
高校生以上 対象区間の運賃額から個人負担額100円を差し引いた額  
※助成券は1回利用時に1枚必要で運賃助成券と運賃額の不足額を一緒に運賃箱に入れてください。
- ◆手続き：高島支所または企画統計係に申請すると1回の申請につき最大45枚の助成券を交付します。

## 放課後の支援

学童保育所と小学生の放課後支援活動の紹介です。

## 池田学童保育所（池田小学校内）

申込み・問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL 572-2100

### 「学童保育所通常保育」について

放課後や行事の振替休日、長期休暇中など、家に仕事などで保護者がいない家庭の小学生を対象に学童保育所があります。池田町内の小学校に通学する児童は利用が可能です。

- ◆対象：放課後および長期休暇期間中などに適切な保護を受けられない児童（小学1年生～6年生）
- ◆利用料：月額3,000円（2人目以降の児童と教育委員会の就学援助を受けている児童は半額）
- ◆保育時間：月～金曜日…下校時から午後6時30分まで 土曜日…毎週午前8時から午後6時30分まで学校授業、その他に応じ保育時間は変わります。長期休暇の場合は1日預かりを行っています。  
詳しくは、担当係または学童支援員までお問い合わせください。
- ◆定員：120名 連絡先：池田学童保育所 TEL 572-2212
- ◆利用方法：利用前には、入所申請が必要です。退所する場合は退所申請が必要です。

### 「学童保育所一時保育」について

一時保育を実施しています。池田町内の小学校に通学する1年生～6年生は利用が可能です。

- ◆対象：下校時、保護者のやむを得ない事情により一時的に利用が可能です。
- ◆利用料：日額200円
- ◆利用日：月～土曜日まで利用可能
- ◆休所日：日曜、祝日、年末年始、その他必要に応じて休所する事があります。
- ◆定員：池田学童保育所1日おおむね10名まで（依頼順）
- ◆利用方法：利用前には、入所申請と予約が必要です。  
緊急時は、担当係までご相談ください。



## 放課後子ども教室

問合せ先：池田町教育委員会教育課社会教育係 TEL 572-5222

子どもたちの安全・安心な居場所として、小学校の体育館などで、放課後にスポーツ、文化・体験活動、地域住民との交流活動などの取り組みを月に1～2回程度、実施しています。

- ◆対象：小学生
- ◆手続き：小学校を通して案内します。（事前の登録が必要です。）

## 学齢期の検査

### エキノコックス検査

問合せ先：保健子育て課保健推進係（保健センター）TEL 572-2100

エキノコックス症の早期発見を目的に、小学3年生以上の方を対象にエキノコックス検査を実施しています。5年ごとに検査を受けることをお勧めしています。

- ◆対象：小学3年生以上（※検診当日は、必ず保護者の方が同伴して下さい。）
- ◆検査方法：血液検査（採血）
- ◆費用：300円
- ◆検査機関：いけだ地域医療センター、くりばやし医院、藤田クリニック  
※「巡回ドック」「日曜健診」でも検査を受けることができます。  
日程は、「保健カレンダー」または係までお問い合わせください。

## 小学生道外派遣研修事業

### 小学生道外派遣研修事業

問合せ先：池田町教育委員会教育課社会教育係 Tel 572-5222

子どもたちを道外（沖縄県読谷村）に派遣し、派遣先の歴史、生活、文化などを視察研修し、その地域の人々との交流や様々な体験、団体生活などを通じて、池田町を担う次世代の人材育成を図ります。

- ◆対象：小学5・6年生の参加希望者 一人1回
- ◆派遣時期：小学校の夏休み期間中の5日間程度を予定  
※派遣研修（本研修）のほか、事前研修や事後研修への参加も必要となります。詳細な事業内容については、小学校などを通してお知らせします。

## 各種講座や行事の案内

池田町の児童を対象に行われている講座、行事、少年団、町内会の活動について紹介します。

### 通学合宿

問合せ先：池田町教育委員会教育課社会教育係 Tel 572-5222

町内の小学4～6年生を対象に、家庭から離れ集団生活を行いながら寝食を共にして通学し、地域のボランティアの方々に協力してもらいながら、炊事や掃除などの生活を体験する事業です。

- ◆対象：小学4～6年生
- ◆手続き：小学校を通して案内します。

### わんぱく体験塾

問合せ先：池田町教育委員会教育課社会教育係 Tel 572-5222

町内の小学生を対象に、各種野外活動や工作、実験などの体験学習を行っています。年10回程度、土日や学校の休日に実施しています。

- ◆対象：小学生（内容に応じて対象学年が異なります）
- ◆手続き：小学校を通して案内します。

### 池田町子ども会育成連絡協議会の活動

事務局窓口：池田町教育委員会教育課社会教育係 Tel 572-5222

各町内会・自治会での子ども会活動の支援と連携を図るため池田町子ども会育成連絡協議会があります。行事としては、毎年小学3～6年生を対象に宿泊研修や工作などを実施しています。

- ◆問合せ先：池田町子ども会育成連絡協議会

### スポーツ少年団の活動

事務局窓口：池田町教育委員会教育課社会教育係 Tel 572-5222

スポーツ少年団は、青少年のこころとからだの健全育成をスポーツ活動を通して行うことを目的とした団体です。主に、保護者で組織する後援会と地域のボランティアの指導者で、その活動を支援しています。

R5年4月現在で、8少年団が池田町スポーツ少年団本部に加盟し、活動しています。

- ・池田野球少年団 ・池田柔道少年団 ・池田スケート少年団 ・池田サッカー少年団
- ・池田水泳少年団 ・池田陸上少年団 ・池田ミニバスケットボール少年団 ・池田バドミントン少年団

- ◆対象：主に小学生（各少年団によって対象年齢・学年が異なります）
- ◆手続き：各少年団へお申し込みください。
- ◆問合せ先：池田町スポーツ少年団本部



## 学齢期の相談事業など

子ども自身からの相談、保護者からの相談、子どもに関わる人からの相談などに、各相談員や関係機関が応じています。一人で悩まないで、勇気を出して相談し一緒に解決の糸口を見つけましょう。

## 子ども110番の家

問合せ先：総務課情報防災係 TEL 572-3111

子どもが危険を感じた時に駆け込むことができ、保護してもらえらる緊急避難場所です。

◆「子ども110番の家」は申請による登録制です。

## 教育に関する相談

問合せ先：池田町教育委員会教育課学校教育係 TEL 572-5222

保護者の方がお子さんの教育に関する事で相談ができる窓口を設けています。  
お子さんの学校のこと、家庭のこと、友だち関係のこと、進路のことなど



## 池田町いじめホットライン

問合せ先：池田町教育委員会教育課学校教育係 TEL 572-5222

子どもたちの悩み事などに対応する、専用電話を設置しています。  
「0120-415-797」

- ◆通話料：無料
- ◆池田町いじめホットラインは、池田中学校ふれあいルームに設置しています。
- ◆教育相談員が午前9時から午後4時まで対応しています。
- ◆教育相談員が不在の場合・夜間の場合は、ホットラインは「十勝こども家庭支援センター」に転送されます。

## おしらせ

### 学級種別の呼称を変更しました

学級種別として「普通学級」と「特別支援学級」がありますが、池田町では、「普通学級」を「学年学級」、「特別支援学級」を「支援学級」と呼んでいます。

学級種別の名称は、人によって色々な印象を受けます。中には、違和感を抱く方もいらっしゃるので池田町では、呼び方を変えました。

◆問合せ先：池田町教育委員会 教育課学校教育係 TEL 572-5222